

船橋市視聴覚教材及び機材貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ふなばし市民大学校で管理している視聴覚教材及び機材（以下「視聴覚教材等」という。）の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 市の執行機関（行政機関及び教育機関を含む。）をいう。
- (2) 関係行政機関 国及び県の執行機関（行政機関及び教育機関を含む。）をいう。
- (3) 社会教育関係団体 船橋市社会教育関係団体の登録に関する基準（以下「登録基準」という。）により、社会教育関係団体として登録された団体をいう。
- (4) 福祉団体等 登録基準により、福祉団体、公共的団体及び障害者福祉団体として登録された団体をいう。
- (5) 教材 16ミリフィルム及びDVDをいう。
- (6) 機材 次に掲げるものをいう。

16ミリ映写機、16ミリ映写機ワイドレンズ、プロジェクター、映写トランク、書画カメラ、ビデオ用機材、映写スタンド、プロジェクター用外部スピーカー、16ミリ映写機用外部スピーカー、録音機、スライド映写機、OHP、VHS一体型DVDレコーダー、Blu-rayプレーヤー、スクリーン、暗幕、ケーブル

(使用の予約)

第3条 視聴覚教材等の使用の予約（以下「予約」という。）は次の各号のとおりとする。

- (1) 予約の抽選を行うものとする。
- (2) 抽選は、使用を希望する日（以下「使用希望日」という。）の属する月の2月前の1日（当該日が休業日に当たるときは、その翌開業日）の午前10時からふなばし市民大学校が指定する場所で行うものとする。
- (3) 抽選終了後の予約されていない視聴覚教材等の予約は、抽選後の午前11時から先着順で受け付けるものとする。

(優先予約)

第4条 市、関係行政機関、社会教育関係団体及び福祉団体等が、視聴覚教材等を使用する場合は、前条の規定にかかわらず、使用希望日の属する年度の前の年度から予約をすることができる。

(貸出しの手続き)

第5条 視聴覚教材等の貸出しを受けようとする者は、ふなばし市民大学校に視聴覚教材・機材貸出し申込書（第1号様式）を提出し、承認を得なければならない。

2 ふなばし市民大学校は、前項の承認をしたときは、当該申込者に対し、視聴覚教材・機材貸出書（第2号様式）を交付して貸し出しをするものとする。

3 視聴覚教材等の貸出しを受けた者（以下「利用者」という。）は、返却の際、視聴覚教材・機材利用報告書（第3号様式）により、利用状況を報告しなければならない。

（視聴覚教材等の貸出期間）

第6条 視聴覚教材等の貸出期間は、貸出しを受けた日から起算して4日以内（休業日を除く。以下同じ。）とする。ただし、ふなばし市民大学校は、視聴覚教材等の貸出期間の延長の申出があったときは、当該延長期間内に他の予約がない場合に限り、4日以内の延長を1回に限り認めることができるものとする。

（視聴覚教材等の貸出点数）

第7条 教材の貸出点数は、1回につき5点以内とする。ただし、ふなばし市民大学校が必要と認めるときは、この限りではない。

2 機材の貸出点数は、貸出しの都度、ふなばし市民大学校が定めるものとする。

（遵守事項）

第8条 利用者は次の事項を遵守しなければならない。

(1) 使用にあたっては、対価を徴収してはならない。

(2) 16ミリフィルム及び16ミリ映写機を使用する者は、16ミリ映写機操作講習修了者又はこれに準ずる技術を習得している者がその操作にあたらなければならない。

(3) 第三者に転貸してはならない。

（滅失等の報告及び損害賠償）

第9条 視聴覚教材等を滅失し、又は毀損したときは、速やかにその旨をふなばし市民大学校に報告しなければならない。

2 利用者が、故意又は過失により視聴覚教材等を滅失し、又は毀損したときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、視聴覚教材等の貸出しに関し必要な事項は、社会教育課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

第1号様式

視聴覚教材・機材貸出し申込書

年 月 日

ふなばし市民大学校 あて

住所
団体名又は職業
氏名
電話

次のとおり視聴覚教材・機材を利用したいので申込みます。

視聴覚教材	整理番号	教材の種類	作品名		備 考
視聴覚機材	機材の種類		機材名	数 量	備 考
借用・返却日		(借用) 年 月 日 ～ (返却) 年 月 日			
映写予定日		年 月 日	参加予定人数	名	
使用目的					
使用場所					
操作技術者名			修了証番号		

第2号様式

視聴覚教材・機材貸出書

年 月 日

様

ふなばし市民大学校

次のとおり視聴覚教材・機材の貸出しを承認します。

視聴覚教材	整理番号	教材の種類	作品名		備考
視聴覚機材	機材の種類		機材名	数量	備考
借用・返却日		年 月 日 ～ (返却)			年 月
映写予定日		年 月 日	参加予定人数	名	

第 3 号様式

視聽覚教材・機材利用報告書

年 月 日

ふなばし市民大学校 あて

住所

団体名又は職業

氏名

電話

次のとおり視聴覚教材・機材利用の報告をします。

[illegible]